

山元町除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

u003c/pu003e

変 更 後 <第2版>	現 行 <第1版>																												
<p>6. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域</p> <p>除染は、<u>5.</u> に示す除染実施計画の対象となる区域・施設の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。</p>	<p>6. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域</p> <p>除染は、<u>原則として除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。</u></p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 608 613 643">除染対象</th> <th data-bbox="620 608 1090 643">実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 647 613 719">小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校</td> <td data-bbox="620 647 1090 719">町（管理者）、県 ※1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 724 613 767">公園及び児童遊園</td> <td data-bbox="620 724 1090 767">町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 772 613 847">公共施設、<u>その他同等の施設</u>（不特定多数者が利用する施設）</td> <td data-bbox="620 772 1090 847">町、国、県、独立行政法人 ※2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 852 613 895">道路（側溝等）</td> <td data-bbox="620 852 1090 895">町、国、県 ※<u>3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 900 613 975">民有地（住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他）</td> <td data-bbox="620 900 1090 975">町（所有者） ※<u>4</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 979 613 1054">農地、森林、河川等</td> <td data-bbox="620 979 1090 1054">町（所有者）、国、県 ※<u>5</u></td> </tr> </tbody> </table>	除染対象	実施者	小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校	町（管理者）、県 ※1	公園及び児童遊園	町	公共施設、 <u>その他同等の施設</u> （不特定多数者が利用する施設）	町、国、県、独立行政法人 ※2	道路（側溝等）	町、国、県 ※ <u>3</u>	民有地（住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他）	町（所有者） ※ <u>4</u>	農地、森林、河川等	町（所有者）、国、県 ※ <u>5</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 608 1606 643">除染対象</th> <th data-bbox="1612 608 2083 643">実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 647 1606 719">小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校</td> <td data-bbox="1619 647 2089 719">町（管理者）、県 ※1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 724 1606 767">公園及び児童遊園</td> <td data-bbox="1619 724 2089 767">町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 772 1606 847">公共施設等（不特定多数者が利用する施設）</td> <td data-bbox="1619 772 2089 847">町、国、県、独立行政法人 ※2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 852 1606 895">道路（側溝等）</td> <td data-bbox="1619 852 2089 895">町、国、県 ※<u>2</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 900 1606 975">民有地（住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他）</td> <td data-bbox="1619 900 2089 975">町（所有者） ※<u>3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 979 1606 1054">農地、森林、河川等</td> <td data-bbox="1619 979 2089 1054">町（所有者）、国、県 ※<u>4</u></td> </tr> </tbody> </table>	除染対象	実施者	小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校	町（管理者）、県 ※1	公園及び児童遊園	町	公共施設等（不特定多数者が利用する施設）	町、国、県、独立行政法人 ※2	道路（側溝等）	町、国、県 ※ <u>2</u>	民有地（住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他）	町（所有者） ※ <u>3</u>	農地、森林、河川等	町（所有者）、国、県 ※ <u>4</u>
除染対象	実施者																												
小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校	町（管理者）、県 ※1																												
公園及び児童遊園	町																												
公共施設、 <u>その他同等の施設</u> （不特定多数者が利用する施設）	町、国、県、独立行政法人 ※2																												
道路（側溝等）	町、国、県 ※ <u>3</u>																												
民有地（住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他）	町（所有者） ※ <u>4</u>																												
農地、森林、河川等	町（所有者）、国、県 ※ <u>5</u>																												
除染対象	実施者																												
小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校	町（管理者）、県 ※1																												
公園及び児童遊園	町																												
公共施設等（不特定多数者が利用する施設）	町、国、県、独立行政法人 ※2																												
道路（側溝等）	町、国、県 ※ <u>2</u>																												
民有地（住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他）	町（所有者） ※ <u>3</u>																												
農地、森林、河川等	町（所有者）、国、県 ※ <u>4</u>																												
<p>※1 私立幼稚園は、施設管理者と除染手法等の協議を行い町が除染を実施しますが、敷地内のホットスポットの草刈り等簡易的な除染で長期的に線量の低減が見込める場合は、施設管理者等のご協力をお願いいたします。</p> <p>県立の特別支援学校は、県が除染を実施します。</p>	<p>※1 私立幼稚園は、施設管理者と除染手法等の協議を行い町が除染を実施しますが、敷地内のホットスポットの草刈り等簡易的な除染で長期的に線量の低減が見込める場合は、施設管理者等のご協力をお願いいたします。</p> <p>県立の特別支援学校は、県が除染を実施します。</p>																												

※2 「公共施設、その他同等の施設」の具体的に除染する個所については、今後、国、県及び独立行政法人と協議し定めることとします。


※3 「道路（側溝等）」の具体的に除染する箇所については、今後、国、県と協議し定めることとします。

※4 町が主体となり、所有者・居住者等の協力により除染を実施することとします。また、地区単位やコミュニティによる除染活動については、町は「線量低減化地域活動支援事業」により支援をします。

※5 実施について、国、県と協議し進めることとし、個人所有の農地、森林等の除染については、所有者の協力を得ながら進めていきます。

8. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

町では、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように除染をしていますが、当面、平成26年3月末までを第1期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。なお、平成26年3月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成26年4月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	重点期間 (平成24、25年度)	平成26年度 以降
小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校		


※2 「公共施設等」及び「道路（側溝等）」の具体的に除染する個所については、今後、国、県及び独立行政法人と協議し定めることとなります。









※3 町が主体となり、所有者・居住者等の協力により除染を実施することとします。また、地区単位やコミュニティによる除染活動については、町は「線量低減化地域活動支援事業」により支援をします。

※4 実施について、国、県と協議し進めることとし、個人所有の農地、森林等の除染については、所有者の協力を得ながら進めていきます。

8. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

町では、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように除染をしていますが、当面、平成26年3月末までを第1期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。なお、平成26年3月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成26年4月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	重点期間 (平成24、25年度)	平成26年度 以降
小中学校、保育所、私立幼稚園、特別支援学校		

公園及び児童遊園			公園及び児童遊園		
公共施設、その他同等の施設(不特定多数者が利用する施設)			公共施設等(不特定多数者が利用する施設)		
民有地(住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他)			民有地(住宅、集合住宅、商業施設、工場、その他)		
道路(側溝等)			道路(側溝等)		
農地、森林、河川等	関係機関等との協議の上方針を決定します。		農地、森林、河川等	関係機関等との協議の上方針を決定します。	
※2年間を重点期間とし、除染効果、自然減衰等を見極め進めて行きます。			※2年間を重点期間とし、除染効果、自然減衰等を見極め進めて行きます。		